

第 15 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	3	19	27

(2) 議案の名称

< 予算 >

- 議案第 1 1 7 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 8 号 令和元年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 9 号 令和元年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 0 号 令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 1 号 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 1 2 2 号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 3 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 4 号 尼崎市農業共済条例を廃止する条例について

< その他 >

- 議案第 1 2 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター）
- 議案第 1 2 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター上ノ島）
- 議案第 1 2 7 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター神崎）
- 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター水堂）
- 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター今北）
- 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター南武庫之荘）
- 議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター塚口）
- 議案第 1 3 2 号 工事請負契約の変更について（小田支所・地区会館複合施設新築）

	工事)
議案第 1 3 3 号	工事請負契約の変更について (小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事)
議案第 1 3 4 号	工事請負契約の変更について (小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事)
議案第 1 3 5 号	指定管理者の指定について (尼崎市立園田東会館)
議案第 1 3 6 号	権利の放棄について (災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)
議案第 1 3 7 号	訴えの提起について (建物収去土地明渡し等請求事件)
議案第 1 3 8 号	市道路線の認定について
議案第 1 3 9 号	工事請負契約の変更について (港橋耐震補強 (その 2) 工事)
議案第 1 4 0 号	指定管理者の指定について (尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等)
議案第 1 4 1 号	指定管理者の指定について (尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場等)
議案第 1 4 2 号	指定管理者の指定について (尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場)
議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について (尼崎市立魚釣り公園 (魚釣施設及び駐車場))

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故 3 件 3 1 9, 5 6 1 円

3 追加提出予定案件

<その他>

- ・ 事業契約について (尼崎市立学校給食センター整備運営事業)

<人事>

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第15回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和元年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第117号	所 管	各事業所管課
件 名	令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第4号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	205,670,640	677,678	206,348,318		
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	494,212	議会費	5,444	
	県支出金	△7,052	総務費	60,928	
	繰越金	167,794	民生費	36,435	
	諸収入	22,724	衛生費	33,228	
			労働費	859	
			農林水産業費	9,531	
			商工費	35,942	
			土木費	87,331	
			消防費	49,169	
			教育費	358,811	
	合 計	677,678	合 計	677,678	
3 繰越明許費					
追加					
(単位：千円)					
	款	項	事業名	金額	
	土木費	道路橋りょう費	駐車場施設維持管理事業	46,000	

4 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保育の量確保事業	令和2年度	54,000
消防庁舎等整備事業	令和3年度	270,000
中学校給食関係事業	令和3年度	18,700

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
給食調理業務委託関係事業	令和2年度	150,000	令和2年度	180,000

5 補正予算の内容

現員現給差及び給与改定等に伴う職員給与費等の予算措置を行うほか、公共施設マネジメント計画に係る取組として西消防署大庄出張所の整備や、待機児童対策に資するため、保育所を新設する法人に対する旧立花東幼稚園の解体撤去工事に係る補助の債務負担行為を設定するなどを行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

議会費	5,444 千円
職員給与費等	5,444 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
総務費	60,928 千円
職員給与費等	60,928 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
民生費	36,435 千円
職員給与費等	13,954 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
国民健康保険事業費会計繰出金	4,005 千円
国民健康保険事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
介護保険事業費会計繰出金	18,476 千円
介護保険事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
衛生費	33,228 千円
職員給与費等	33,228 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
労働費	859 千円
職員給与費	859 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
農林水産業費	9,531 千円
職員給与費	7,795 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	

農業共済事業費会計繰出金	1,736 千円
農業共済事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
商工費	35,942 千円
職員給与費等	35,942 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
土木費	87,331 千円
職員給与費等	87,331 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
消防費	49,169 千円
職員給与費等	49,169 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	
教育費	358,811 千円
職員給与費等	358,811 千円
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。	

<令和元年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第118号	所 管	国保年金管理担当
件 名	令和元年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	49,315,513	4,005	49,319,518		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	4,005	総務費	4,005	
	合 計	4,005	合 計	4,005	
3	補正予算の内容				
(1)	総務費				
	・ 職員給与費等				4,005千円
	現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。				

<令和元年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第119号	所 管	農政課
件 名	令和元年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
16,664		1,736		18,400	
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
歳 入			歳 出		
款	補正予算額		款	補正予算額	
繰入金	1,736		総務費	1,736	
合 計	1,736		合 計	1,736	
3 補正予算の内容					
(1) 総務費					
・ 職員給与費				1,736千円	
現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。					

<令和元年12月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第120号	所 管	介護保険事業担当
件 名	令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	42,982,005	18,476	43,000,481		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	18,476	総務費	18,476	
	合 計	18,476	合 計	18,476	
3	補正予算の内容				
(1)	総務費				
	・ 職員給与費等	18,476千円			
	現員現給差及び給与改定等に伴う予算措置を行う。				

<令和元年12月定例会>

種別	予算	番号	議案第121号	所管	ボートレース事業部 経営企画課
件名	令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)				
内 容					
1 補正理由 競艇場内にある関西電力株式会社所有の土地の取得等のため、所要の補正を行うとともに、地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例第1条の規定に基づく資産の取得について予算で定めるもの。					
2 補正予算の内容					
(1) 収益的収入及び支出					
○ 収入					
(単位：千円)					
			既決予定額	補正予定額	計
第1款	モーターボート競走事業収益		39,175,200	8,308	39,183,508
	第3項 特別利益		1	8,308	8,309
○ 支出					
(単位：千円)					
			既決予定額	補正予定額	計
第1款	モーターボート競走事業費用		38,879,572	△510	38,879,062
	第2項 営業外費用		330,608	△510	330,098
(2) 資本的収入及び支出					
○ 収入					
(単位：千円)					
			既決予定額	補正予定額	計
第1款	モーターボート競走事業資本的収入		1	101	102
	第2項 固定資産売却代		—	101	101

○ 支出

(単位：千円)

	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業資本的支出	1,703,443	375,908	2,079,351
第1項 建設改良費	422,443	375,908	798,351

(3) 重要な資産の取得

種 類	名 称	数 量
土 地	水明町 220-1 外 5 筆	8,582.36 m ²

<令和元年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第122号	所 管	南部保護第1担当
件 名	尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定により、社会福祉法が改正され、社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準について、中核市が条例で定めることとされたため、当該基準について、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）の内容を基本として、規定の追加を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>条例の名称を「尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例」に改めるとともに、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準について、次に掲げる本市独自基準を除き、国の示す基準のとおりとする。</p> <p>(1) 人格尊重に係る規定を義務規定とする。</p> <p>(2) 暴力団排除の規定について、無料低額宿泊所の設置者及びその長は暴力団員等であってはならないものとし、あわせて、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。</p> <p>(3) 無料低額宿泊所の運営内容について、自ら評価を行い、常に改善を図ることを義務付けるとともに、その評価結果を公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(4) 無料低額宿泊所の職員の研修について、その機会の確保に加え、研修実施計画の策定や研修記録の整備等、計画的な人材育成に努めなければならないものとする。</p> <p>(5) 事故発生の防止及び対応に関する規定について、事故発生時の対応に加え、事故発生やその再発を防止するための指針の整備等の措置を義務付ける。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p>					

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例
(第1条関係)

改正後	現 行
<p>(題名) 尼崎市社会福祉法に基づく<u>軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に<u>基づき</u>社会福祉施設（軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を、<u>法第68条の5第1項の規定に基づき社会福祉住居施設（無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。</u> （軽費老人ホームの設備及び運営の基準） 第2条 7 軽費老人ホームの設置者は、省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該軽費老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に<u>努めなければならない。</u> （婦人保護施設の設備及び運営の基準） 第3条 7 前条第2項から第7項までの規定は、婦人</p>	<p>(題名) 尼崎市社会福祉法に基づく<u>軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に<u>基づき</u>、社会福祉施設（軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。</p> <p>(軽費老人ホームの設備及び運営の基準) 第2条 7 軽費老人ホームの設置者は、省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該軽費老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に<u>努めるものとする。</u> （婦人保護施設の設備及び運営の基準） 第3条 7 前条第2項から第7項までの規定は、婦人</p>

保護施設について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「処遇」と、同条第3項中「その長」とあるのは「施設長」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)

第4条 法第68条の5第1項の条例で定める

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に定める基準（同令第3条第2項、第11条及び第32条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 第2条第2項から第7項まで及び前条第5

項の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第23条第2項」と読み替えるものとする。

保護施設について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「処遇」と、同条第3項中「その長」とあるのは「施設長」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「次条第2項」とする。

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例
 (第2条関係)

改正後	現 行 (第1条改正後)
<p>(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に定める基準(同令第3条第2項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。</p>	<p>(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に定める基準(同令第3条第2項、<u>第11条及び第32条</u>に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。</p>

<令和元年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第123号	所 管	保育計画担当
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、富松保育所を社会福祉法人に移管するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容 別表中、富松保育所の項を削除する。</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	尼崎市立富松保育所	尼崎市富松町1丁目 29番21号

<令和元年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第124号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>現在、農業者の経営安定化を目的として、本市が実施している農業共済事業について、1県1組合化による、さらなる財政基盤の強化及び大災害への迅速な対応等を図るため、令和2年4月1日より、兵庫県農業共済組合が県下全市町等の農業共済事業を承継するため、本条例を廃止するもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>ただし、農業共済事業に係る令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。</p>					

尼崎市農業共済条例

現 行

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 共済事業（第4条—第40条）

第3章 財務（第41条—第46条）

第4章 尼崎市農業共済損害評価会（第47条—第51条）

第5章 雑則（第52条・第53条）

付則

第1章 総則

（この条例の趣旨）

第1条 市が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき行う共済事業については、法令等に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法並びに農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「省令」という。）第1章、第3章第1節第1款及び第2款並びに附則における用語の意義による。

（実施区域）

第3条 市が行う共済事業の実施区域は、本市の区域とする。

第2章 共済事業

（共済事業の種類等）

第4条 市は、農作物共済を行うものとし、第1号に規定する共済目的（以下「共済目的」という。）につき、第2号に規定する共済事故（以下「共済事故」という。）によって生じた損害について、市との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻

(2) 共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害又は鳥獣害

（事務費の賦課）

第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の額その他の収入予定額に相当する額を差し引いて得た額及び兵庫県農業共済組合連合会が市に賦課する事務費の支払に充てる費用に相当する額の合計額を農作物共済加入者に賦課するものとする。

2 前項の規定による賦課は、水稻共済割によるものとし、その賦課総額及び賦課単価は、市長が尼崎市議会（以下「議会」という。）の議決を経て定める。

3 第1項の規定により賦課された事務費（以下「賦課金」という。）の納付の期限は、加入者負担共済掛金（農作物共済の共済掛金のうち農作物共済加入者が負担する部分をいう。以下同じ。）の納付の期限と同一の期限とする。

4 賦課金は、納入通知書により徴収するものとする。

(加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第6条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、法令の規定に従い時効によって消滅する。

(加入者負担共済掛金等の相殺の制限)

第7条 農作物共済加入者は、市に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について、相殺をもって市に対抗することができない。

(共済金の額の下限)

第8条 市が農作物共済加入者に対して支払う共済金の額は、市が兵庫県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下回らないものとする。

(共済金の支払時期)

第9条 共済金は、特別の理由がある場合を除いて、兵庫県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた後10日以内に支払うものとする。

(共済関係の存続)

第10条 農作物共済加入者が、住所を移転したこと（法人にあってはその主たる事務所の所在地を移転したこと、農業共済資格団体にあってはその構成員が住所を移転したこと）により農作物共済資格者（第21条第2項に規定する農作物共済資格者をいう。）でなくなった場合において、その共済関係を存続させることについてその移転前に市長の承諾を受けていたときは、同項の規定にかかわらず、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 市長は、正当な理由なく前項の承諾を拒むことができない。

(共済関係に関する権利義務の承継)

第11条 共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受ける場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び次項において同じ。）は、市長の承諾を受けて、当該共済目的に係る共済関係に関し当該共済目的の譲渡人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡す場合にあつては、当該農業共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。この場合において、当該譲受人の住所（当該譲受人が法人である場合にあつてはその主たる事務所の所在地、当該譲受人が農業共済資格団体である場合にあつてはその代表者の住所。次項において同じ。）が兵庫県の区域その他市長が別に定める区域外にある場合は、市長は、その承諾を拒むものとする。

2 前項の規定による承諾を受けようとする共済目的の譲受人は、その譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該申請に係る承諾をするかどうかを決定し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生ずる。

5 前各項の規定は、共済目的について相続その他の包括承継があつた場合について準用する。

(損害防止の義務等)

第12条 農作物共済加入者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

2 市長は、前項の管理その他損害防止について農作物共済加入者を指導することができる。

(損害防止の処置の指示)

第13条 市長は、農作物共済加入者に対し、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合において、当該処置に要する費用は、市の負担とする。

(損害防止施設)

第14条 市は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(立入調査)

第15条 市長は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、その職員に共済目的のある土地又は工作物に立ち入らせ、必要な事項を調査させることができる。

(通知義務)

第16条 農作物共済加入者は、共済目的について次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(1) 譲渡し

(2) 収穫適期前の刈取り又はすき込み

(3) 他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

(4) その農作物共済の引受方式として災害収入共済方式を選択した場合にあっては、収穫物の出荷計画の変更

2 農作物共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

3 農作物共済加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を市長に通知しなければならない。

(1) 共済事故の種類

(2) 共済事故の発生の年月日

(3) 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況

(4) その他共済事故による被害の状況が明らかとなる事項

(損害の額の認定)

第17条 市が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、省令第82条の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第18条 市長は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ、第47条に規定する損害評価会の意見を聴くものとする。

(支払責任のない損害)

第18条の2 市は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる損害については、共済金を支払う責任を負わない。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害

(2) 農作物共済加入者又はその者の法定代理人（当該農作物共済加入者以外の者で共済金を受けるべきものがあるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害

(3) 農作物共済加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（当該親族が当該農作物共済加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

2 農作物共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するために、他人の所有するものを共済に付した場合における前項第2号の規定の適用については、同号中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

（危険の減少）

第18条の3 共済関係の成立後に当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、農作物共済加入者は、市に対し、将来に向かって、その減少後の当該損害の発生の可能性に対応する額に至るまで共済掛金の減額を請求することができる。

（共済関係の無効等の場合の効果）

第19条 市は、共済関係が無効であり、若しくは失効した場合又は市が共済金の支払の責任を負わない場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、共済関係が無効である場合において、農作物共済加入者が善意であつて、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

（第三者に対する権利の取得）

第19条の2 市は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより農作物共済加入者が取得する債権（以下この条において「農作物共済加入者債権」という。）について当然に当該農作物共済加入者に代位する。

(1) 市が支払った共済金の額

(2) 農作物共済加入者債権の額（前号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、農作物共済加入者債権の額からその不足する額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、農作物共済加入者は、農作物共済加入者債権のうち市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、その代位に係る市の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

（共済関係の成立）

第20条 農作物共済の共済関係は、共済目的たる農作物の年産ごとに、次条第2項に規定する農作物共済資格者が耕作の業務を営む当該農作物（次の各号のいずれかに該当する農作物を除く。以下この項において同じ。）（農業共済資格団体にあつては、その構成員が耕作の業務を営む当該農作物）の全てを農作物共済に付することを申し込み、市長がこれを承諾することによって成立する。

(1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

(2) 第29条第1項第1号の基準収穫量又は同項第2号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

(3) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

(4) 耕作が穀実の収穫を目的としないことその他通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

2 前項の規定による申込みは、4月1日から5月15日までの間に行われなければならない。
(農作物共済資格者)

第21条 市との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者は、共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者（農業共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該農作物につき耕作の業務を営むもの）で当該農作物の耕作面積の合計が10アール以上であるもののうち、第3条に規定する区域内に住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を有するもの（農業共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）とする。

2 農作物共済加入者が前項に規定する資格を有する者（以下「農作物共済資格者」という。）でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(農作物共済の申込み)

第22条 農作物共済資格者は、第20条第1項の規定による農作物共済の申込み（以下「共済申込み」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該農作物共済資格者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、農業共済資格団体にあつては名称並びにその代表者の氏名及び住所）

(2) 類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあつては、同条第6項の補償割合）及び同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあつては、共済金額）

(3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される共済目的たる農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

(4) 引受方式として全相殺方式を選択する場合にあつては、共済目的たる農作物の収穫量の確認方法

(5) 引受方式として災害収入共済方式を選択する場合にあつては、共済目的たる農作物の収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びに当該農作物に係る収穫物の出荷計画

(6) 一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約（第31条第1項に規定する農作物共済自動継続特約をいう。第24条第1項第8号において同じ。）を付するときは、その旨

(7) その他農作物共済の共済関係の成立に必要な事項として市長が必要と認める事項

2 市長は、共済申込みを受けたときは、その農作物共済に係る共済責任期間の始期までに当該共済申込みを承諾するかどうかを決定し、当該共済申込みを承諾しない場合は、当該始期までにその旨を当該共済申込みをした農作物共済資格者に通知するものとする。この場合において、当該始期までに当該共済申込みを承諾しない旨の通知がされないときは、当該始期において当該農作物共済資格者に対する当該共済申込みを承諾する旨の通知があったものとみなす。

3 農作物共済加入者は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたとき（共済目的について第16条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、遅滞なく、その旨を市長に通

知しなければならない。

(共済申込みの承諾の拒否)

第23条 市長は、農作物共済資格者から共済申込みがあった場合において、当該共済申込みに係る農作物が当該農作物共済資格者が共済申込みをすることができる農作物の全てでないときは、当該共済申込みを承諾しないものとする。

(共済関係成立の書面の交付)

第24条 市長は、農作物共済の共済関係が成立したときは、加入者負担共済掛金の納付の期限までに、当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) 当該農作物共済加入者の氏名又は名称
- (2) 当該共済関係の成立年月日
- (3) 当該農作物共済に係る共済責任期間の始期及び終期
- (4) 当該農作物共済に係る共済事故の内容
- (5) 当該農作物共済に係る共済金額
- (6) 当該農作物共済加入者の属する危険段階
- (7) 当該農作物共済に係る類区分、引受方式、第29条第1項第1号の補償割合（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあつては、同条第6項の補償割合）、同号の単位当たり共済金額（引受方式として災害収入共済方式が選択された場合にあつては、共済金額）及び引受面積
- (8) 当該農作物共済に係る一筆半損特約又は農作物共済自動継続特約の有無
- (9) 当該農作物共済に係る加入者負担共済掛金及び賦課金の額並びにその支払方法
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 前項の書面には、市長が署名し、又はその記名押印がされなければならない。

(共済責任期間)

第25条 農作物共済の共済責任期間は、本田移植期（直播まきをする場合にあつては、発芽期）から収穫に至るまでの期間とする。

(引受方式の選択)

第26条 農作物共済資格者は、農作物共済の引受方式として、別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる類区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方式のいずれかを選択しなければならない。この場合において、全相殺方式にあつては全相殺方式資格者（省令第87条第3項の規定により全相殺方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。）に限り、災害収入共済方式にあつては災害収入共済方式資格者（同条第4項の規定により災害収入共済方式を選択することができる農作物共済資格者をいう。）に限り選択することができる。

(加入者負担共済掛金の額等)

第27条 加入者負担共済掛金の額は、類区分ごとに、第30条第1項の規定により算定した共済掛金の額から、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た額の2分の1に相当する額を差し引いて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にお

ける当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、同項の規定により算定された額から当該補助金の額を差し引いて得た額とする。

3 加入者負担共済掛金は、納入通知書により徴収するものとする。

(加入者負担共済掛金の納付)

第28条 農作物共済加入者は、その加入者負担共済掛金を7月31日までに市に納付しなければならない。

(共済金額)

第29条 農作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次に掲げる当該農作物共済に係る引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式 基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た額

(2) 災害収入共済方式 基準生産金額の100分の40に相当する額以上共済目的に係る共済限度額以下の範囲内で農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た額

2 前項第1号の基準収穫量は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第90条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。

3 第1項第1号の補償割合は、次の各号に掲げる農作物共済の引受方式の区分に応じ、当該各号に定める割合のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合とする。

(1) 全相殺方式及び地域インデックス方式 100分の90、100分の80又は100分の70

(2) 半相殺方式 100分の80、100分の70又は100分の60

(3) 一筆方式 100分の70、100分の60又は100分の50

4 第1項第1号の単位当たり共済金額は、類区分ごとに、省令第91条第1項の規定により農林水産大臣が定める2以上の金額のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た額とする。

5 第1項第2号の基準生産金額は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、省令第94条の農林水産大臣が定める準則に従い、市長が定める。

6 第1項第2号の共済限度額は、同号の基準生産金額に補償割合(100分の90、100分の80又は100分の70のうち農作物共済資格者が共済申込みの際に申し出た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

(共済掛金)

第30条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、前条第1項の規定により算定された共済金額の額に共済掛金率を乗じて得た額とする。

2 前項の共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、市長が別に定める基準共済掛金率を下回らない範囲内において、市長が定める。

(自動継続特約等)

第31条 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に農作物共済自動継続特約(翌年産の農作物に係る第20条第2項に規定する共済申込みの期間(以下「共済申込期間」という。)内に農作物共済資格者から当該農作物につい

て共済申込みをしない旨の意思表示がなかった場合は、当該共済申込期間内に当該農作物共済資格者から当該農作物について当該年産の農作物に係る農作物共済と同一の内容の共済申込みがあったものとみなす旨の特約をいう。以下同じ。)を付することができる。

2 市長は、前年産の農作物に係る農作物共済（以下「前年分共済」という。）に農作物共済自動継続特約が付されていたときは、当該年産の農作物に係る農作物共済（以下「当該年分共済」という。）の共済申込期間が満了するまでに、当該前年分共済に係る農作物共済加入者に当該年分共済の共済関係の内容を示すものとする。この場合において、当該共済申込期間内に当該農作物共済加入者から当該年分共済の共済関係の内容の変更の申出があったときは、その変更後の内容の当該年分共済に係る共済申込みがあったものとみなす。

3 市は、共済申込みの際の農作物共済資格者からの申出により、当該共済申込みに係る農作物共済に一筆半損特約を付することができる。ただし、当該農作物共済に係る引受方式として一筆方式が選択された場合は、この限りでない。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第32条 市長は、農作物共済の共済掛金率、当該共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを市の事務所又は事業所に備え置かなければならない。ただし、当該農作物共済掛金率等一覧表の作成及び備置きは、電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成及びその保存をもって代えることができる。

2 市長は、毎年、農作物共済の共済申込期間の初日の10日前までに、前項の農作物共済掛金率等一覧表に記載された事項のうち市長が指定するものを公示するものとする。

3 農作物共済加入者は、第1項の農作物共済掛金率等一覧表（同項ただし書の規定により農作物共済掛金率等一覧表が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第33条 災害収入共済方式以外の引受方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、類区分ごとに、次に掲げる引受方式の区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式 法第138条第1項の減収量（省令第97条の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（省令第96条の規定により算定される数量をいう。）を超えた場合における共済減収量（当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。）に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額

(2) 一筆方式 法第138条第1項の減収量（省令附則第8条第1項の規定により算定される数量をいう。）が支払開始減収量（同条第2項の規定により算定される数量をいう。）を超えた場合における共済減収量（当該減収量から当該支払開始減収量を差し引いて得た数量をいう。）に第29条第1項第1号の単位当たり共済金額を乗じて得た額

2 災害収入共済方式に係る農作物共済の共済金の支払額は、類区分ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下（省令第98条に規定するものに限る。）がある場合においてその

年産の共済目的に係る農作物の生産金額（省令第99条の規定により算定されるものをいう。以下同じ。）がその共済目的に係る第29条第1項第2号の共済限度額に達しないときにおける第1号に掲げる金額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た額
- (2) 共済金額を当該共済限度額で除して得た割合

（共済金額の減額）

第34条 市は、農作物共済の共済金の支払に不足が生ずる場合において、第44条に規定する填補準備金及び第46条に規定する特別積立金をその支払に充ててもなお不足が生ずるときは、共済金額を減額することができる。

（共済金の支払の免責）

第35条 市は、農作物共済加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農作物共済加入者に係る共済金の全部又は一部につき、その支払の責任を負わない。

- (1) 第12条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 第13条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 第16条の規定による通知をせず、又は悪意若しくは重大な過失により不実の通知をしたとき。
- (4) その共済申込みの際、当該共済申込みに係る第22条第1項第2号から第5号までに掲げる事項につき、悪意又は重大な過失により通知せず、又は不実の通知をしたとき（市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 正当な理由なく第28条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったとき。

2 市は、法第136条第1項の規定により共済目的たる農作物の栽培方法に応ずる区分が定められた場合において、農作物共済加入者が当該農作物の栽培方法を当該区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外の栽培方法に変更したときは、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

3 市は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、その違反に係る行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の責任を負わない。

（告知義務等）

第36条 農作物共済資格者は、共済申込みの際、農作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち市長が指定するものを市長に告知しなければならない。

2 市は、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により前項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたときは、その農作物共済の共済関係を解除することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の共済関係を解除することができない。

- (1) 市が、当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時ににおいて、農作物共済加入者が故意若しくは重大な過失により第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたことを知り、

又は過失によって知らなかったとき。

(2) 市のために当該共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（市のために当該共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、農作物共済加入者が第1項の規定による告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、農作物共済加入者に対し、第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても農作物共済加入者が第1項の規定による告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合は、適用しない。

5 第2項の規定により同項の共済関係を解除する権利は、市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1月間行使しないときは、消滅する。当該共済関係に係る共済申込みの承諾の時から6月を経過したときも、同様とする。

(加入者負担共済掛金の不払による共済関係の解除)

第37条 市は、農作物共済加入者が正当な理由なく第28条に規定する期限までに加入者負担共済掛金を納付しなかったときは、その農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による共済関係の解除)

第38条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(1) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者が、市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として当該農作物共済に係る損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。

(2) 当該農作物共済に係る農作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の当該農作物共済に係る農作物共済加入者に対する信頼が損なわれることにより、当該共済関係を存続させることを困難にする重大な事由が生じたとき。

(共済関係の解除の効力)

第39条 第36条第2項、第37条及び前条の規定による農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 市は、次の各号に掲げる規定により農作物共済の共済関係を解除した場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第36条第2項 同項の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害（同条第1項の規定による告知を要する事実に基づかずに発生した共済事故による損害を除く。）

(2) 第37条 同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号のいずれかに該当したときから同条の規定による解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金の支払額等の公表)

第40条 市長は、共済金の支払額の決定後、遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支

払額、第33条第1項第1号に規定する共済減収量（一筆方式にあつては同項第2号に規定する共済減収量、災害収入共済方式にあつては生産金額の減少額（同条第2項第1号に掲げる額をいう。）及び農作物の減収量（省令第98条第2号に掲げる数量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第3章 財務

（勘定区分）

第41条 市の共済事業に係る特別会計は、次に掲げる勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 業務の執行に要する経費に関する勘定

（支払備金の積立て）

第42条 市は、毎会計年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計額から兵庫県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計額を差し引いて得た額に相当する額を積み立てるものとする。

- (1) 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額
- (2) 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

（不足金填補準備金の積立て）

第43条 市は、毎会計年度、第41条第1号の勘定（以下「農作物共済勘定」という。）に係る剰余金の額の2分の1に相当する額を不足金填補準備金として積み立てるものとする。

（不足金填補準備金の取崩し）

第44条 市は、農作物共済勘定について共済金の支払に不足が生じる場合には、前条の不足金填補準備金（以下「填補準備金」という。）をその支払に充てるものとする。

（特別積立金の積立て）

第45条 市は、毎会計年度、農作物共済勘定に係る剰余金の額から填補準備金として積み立てる額を差し引いて得た額を特別積立金として積み立てるものとする。

（特別積立金の取崩し）

第46条 市は、農作物共済勘定について、共済金の支払に不足が生じる場合であつて、填補準備金をその支払に充ててもなお不足が生じるときは、前条の特別積立金（以下「特別積立金」という。）を共済金の支払に充てるものとする。

2 市は、毎会計年度、農作物共済勘定について、共済金の支払に不足が生じる場合以外の不足金が生じる場合であつて、填補準備金を当該不足金の填補に充ててもなお不足が生じるときは、特別積立金をその不足金の填補に充てることができる。

3 市は、議会の議決を経て、特別積立金を第13条後段に規定する費用及び第14条に規定する施設をするために必要な費用の支払に充てることができる。

第4章 尼崎市農業共済損害評価会

（損害評価会）

第47条 法第221条第1項の規定により設置する尼崎市農業共済損害評価会（以下「損害評価会」という。）の組織及び運営については、農業保険法施行令（平成29年政令第263号）

に定めるもののほか、次条から第51条までに定めるところによる。

(所掌事項)

第48条 損害評価会は、市長の諮問に応じ、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第49条 損害評価会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第50条 委員の任期は、3年とする。

(運営の細目)

第51条 第48条から前条までに規定するもののほか、損害評価会の運営について必要な事項は、会長が損害評価会に諮って定める。

第5章 雑則

(農業経営収入保険に移行する者の共済関係の解除等)

第52条 法人たる農作物共済加入者は、その農作物共済に代えて農業経営収入保険に加入しようとするときは、その共済責任期間内に限り、当該農作物共済に係る共済関係を解除することができる。この場合において、市は、当該農業経営収入保険に係る保険期間たる当該農作物共済加入者の事業年度が開始する日以後に当該共済責任期間が満了する農作物共済に係る加入者負担共済掛金について、その全額を当該農作物共済加入者に返還するものとする。

2 市は、前項の規定により法人たる農作物共済加入者がその共済関係を解除する場合は、当該農作物共済加入者が支払った賦課金について、月割りにより計算した額を当該農作物共済加入者に返還するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、尼崎市農業共済組合の死廃病傷共済に付されていた牛をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から2週間以内に本市の死廃病傷共済に付する場合には、第42条第1項（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

3 次に掲げる要件のすべてに適合する場合には、第42条第2項の規定は、適用しない。

(1) 当該死廃病傷共済関係が本市の家畜共済に係る死廃病傷共済関係であつて、施行日から2週間以内にあらたに開始したものであること。

(2) 当該死廃病傷共済関係に係る牛が第42条第1項（第1号を除く。）に該当するに至る2年以前から施行日まで引き続き尼崎市農業共済組合の死廃病傷共済に付されていた牛であること。

- 4 次に掲げる要件のすべてに適合する場合には、第45条第1項の規定にかかわらず、死廃病傷共済の共済掛金期間を1年未満とすることができる。
- (1) 当該死廃病傷共済関係が本市の家畜共済に係る死廃病傷共済関係であつて、施行日から2週間以内にあらたに開始したものであること。
 - (2) 当該死廃病傷共済関係に係る牛がこの条例の施行の際に、尼崎市農業共済組合の死廃病傷共済に付されていた牛であること。
- 5 前項の規定により共済掛金期間を1年未満とした場合における加入者負担共済掛金の金額は、第47条第1項又は第2項の規定により計算される金額により月割によつて計算する。
- 6 次の各号に掲げる要件のすべてに適合する場合には、第60条の規定は、適用しない。
- (1) 当該共済事故が本市の家畜共済に係る共済事故であること。
 - (2) 当該共済事故に係る牛が施行日から2週間以内に本市の家畜共済に付された牛であること。
 - (3) 当該共済事故に係る牛がこの条例の施行の際に、尼崎市農業共済組合の家畜共済に付されていた牛であること。
- (農作物共済の共済関係の当然成立、消滅及び停止の基準の特例)
- 7 農作物共済の共済関係の当然成立、消滅及び停止の基準についての第20条第1項、第23条第2項及び第24条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「業務の規模」とあるのは、「業務の規模（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項の市街化区域内において水稻の耕作を行う耕地がある者については、当該耕地の面積に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た面積と当該耕地以外の耕地でその者が水稻の耕作を行うものの面積とを合計して得た面積）」とする。

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第125号	所 管	ダイバーシティ推進課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立女性・勤労婦人センター（以下「女性センター」という。） 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号				
2	指定管理者 尼崎市潮江3丁目4番18号 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎 理事 川本 ミハル				
3	指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和元年8月1日から9月2日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、選定した。 【選定基準】 ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②女性センターの効用を最大限に発揮させるものであるか ③女性センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④女性センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎は、選定委員会での審査において、一定の水準以上の評価を得ており、またこれまでの女性センターの管理運営においても、サービスの質の維持・向上の面等で優れた実績を残していることから、女性センターの指定管理者として適切であると判断した。				

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第126号 ～第131号	所 管	地域総合センター担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター）				
内 容					
1 施設名、所在地及び指定管理者					
	施設名	所在地	指定管理者		
	地域総合センター 上ノ島本館	尼崎市南塚口町 8丁目7番25 号	尼崎市南塚口町8丁目7番11号 社会福祉法人いきいきのびのび 理事長 橋本 貴美男		
	地域総合センター 上ノ島分館	尼崎市南塚口町 8丁目22番1 8号			
	地域総合センター 神崎	尼崎市神崎町1 4番22号	尼崎市神崎町14番22号 特定非営利活動法人スマイルひろば 理事 中井 澄江		
	地域総合センター 水堂本館	尼崎市水堂町2 丁目35番1号	尼崎市水堂町2丁目31番7-201号 一般社団法人水堂総合センター運営委員 会		
	地域総合センター 水堂分館	尼崎市水堂町2 丁目34番21 号	代表理事 田村 孝		
	地域総合センター 今北	尼崎市西立花町 3丁目14番1 号	尼崎市西立花町3丁目14番1号 特定非営利活動法人人権センター東今北 理事 豊島 俊彦		
	地域総合センター 南武庫之荘	尼崎市南武庫之 荘11丁目6番 15号	尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役 所内 公益社団法人尼崎人権啓発協会 代表理事 谷川 正秀		
	地域総合センター 塚口	尼崎市塚口本町 2丁目28番1 1号	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
2 指定期間					
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）					

3 選定方法

令和元年7月16日から8月16日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、選定した。

【選定基準】

- ①市民の平等な利用が確保されるものであるか
- ②地域総合センターの効用を最大限に発揮させるものであるか
- ③地域総合センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- ④地域総合センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか

4 応募団体

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 地域総合センター上ノ島本館及び分館 | 1 団体 |
| (2) 地域総合センター神崎 | 1 団体 |
| (3) 地域総合センター水堂本館及び分館 | 1 団体 |
| (4) 地域総合センター今北 | 1 団体 |
| (5) 地域総合センター南武庫之荘 | 2 団体 |
| (6) 地域総合センター塚口 | 1 団体 |

5 選定理由

各選定団体は、選定委員会での審査において、それぞれ一定の水準以上の評価を得ており、またこれまでの各地域総合センターの管理運営においても、サービスの質の維持・向上の面等で優れた実績を残していることや本市における人権啓発事業、インターネットによる差別書込みモニタリング事業の実績を踏まえ、指定管理者として適切であると判断した。

応募者一覧

(1) 地域総合センター上ノ島本館及び分館

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	社会福祉法人いきいきのびのび	理事長 橋本 貴美男	尼崎市南塚口町8丁目7番11号

(2) 地域総合センター神崎

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人スマイルひろば	理事 中井 澄江	尼崎市神崎町14番22号

(3) 地域総合センター水堂本館及び分館

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	一般社団法人水堂総合センター運営委員会	代表理事 田村 孝	尼崎市水堂町2丁目31番7-201号

(4) 地域総合センター今北

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人人権センター東今北	理事 豊島 俊彦	尼崎市西立花町3丁目14番1号

(5) 地域総合センター南武庫之荘

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	公益社団法人尼崎人権啓発協会	代表理事 谷川 正秀	尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所内
2	特定非営利活動法人シンフォニー	理事 山崎 勲	尼崎市御園町5番地尼崎土井ビルディング2階A号室

(6) 地域総合センター塚口

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第132号	所 管	小田地域課
件 名	工事請負契約の変更について（小田支所・地区会館複合施設新築工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>工事着手前の工事説明会の追加実施及び基礎工事実施前の掘削時に湧出した想定を超える地下水への対策のため、工期を延長することが必要となったことから、当該延長に伴う契約金額の増額を行うもの。</p> <p>また、賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づき、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を経て、契約金額の増額を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 611,820,000円 変更後 617,447,083円 増 額 5,627,083円</p> <p>(※ 金額は消費税等相当額8% (増額分については10%) を含む。)</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>変更前 平成30年12月25日から令和2年2月18日まで 変更後 平成30年12月25日から令和2年3月24日まで 延 長 35日間</p>				

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第133号	所 管	小田地域課
件 名	工事請負契約の変更について（小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>主体工事である小田支所・地区会館複合施設新築工事において、工事着手前の工事説明会の追加実施及び基礎工事実施前の掘削時に湧出した想定を超える地下水への対策のため、工期を延長することが必要となり、それに連動する電気設備工事についても、同様に延長の必要が生じたため、当該延長に伴う契約金額の増額を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市武庫之荘6丁目24番16号 不二電気工事株式会社 代表取締役 藤田 文基</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 169,560,000円 変更後 170,367,400円 増 額 807,400円</p> <p>(※ 金額は消費税等相当額8% (増額分については10%) を含む。)</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>変更前 平成30年12月25日から令和2年2月18日まで 変更後 平成30年12月25日から令和2年3月24日まで 延 長 35日間</p>				

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第134号	所 管	小田地域課
件 名	工事請負契約の変更について（小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>主体工事である小田支所・地区会館複合施設新築工事において、工事着手前の工事説明会の追加実施及び基礎工事実施前の掘削時に湧出した想定を超える地下水への対策のため、工期を延長することが必要となり、それに連動する機械設備工事についても、同様に延長の必要が生じたため、当該延長に伴う契約金額の増額を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南初島町10番地149 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 太一</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 167,400,000円 変更後 168,096,300円 増 額 696,300円</p> <p>(※ 金額は消費税等相当額8% (増額分については10%) を含む。)</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>変更前 平成30年12月25日から令和2年2月18日まで 変更後 平成30年12月25日から令和2年3月24日まで 延 長 35日間</p>				

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第135号	所 管	園田地域課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立園田東会館 尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号				
2	指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史				
3	指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和元年7月1日から7月31日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、3つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、選定した。 【選定基準】 ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②園田東会館の効用を最大限に発揮させるものであるか ③園田東会館の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 2団体				
6	選定理由 株式会社ハウスビルシステムは、選定委員会での審査において、当館の課題である施設の利用率向上のための自主事業の提案等を含め、総合的に最もすぐれた評価を得たことから、園田東会館の指定管理者として適切であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2 -1200号
2	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	理事 田嶋 羊子	東京都豊島区東池袋1-44 -3池袋ISPタマビル

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第136号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1	権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡、破産免責若しくは再生認可の決定又はその収入状況等により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権 (1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金 (2) 元金に係る利子				
2	相手方及び放棄する債権額 (単位：円)				
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1		171,528	2,572	174,100	
2		477,023	14,487	491,510	
3		843,131	41,445	884,576	
4		1,032,157	38,693	1,070,850	
5		380,439	8,241	388,680	
6		683,839	30,511	714,350	
7		297,266	6,218	303,484	
8		615,808	15,872	631,680	
9		1,413,766	99,614	1,513,380	
10		1,411,218	69,632	1,480,850	
11		1,513,458	113,922	1,627,380	
12		175,367	3,753	179,120	
13		1,412,875	123,785	1,536,660	
14		890,624	45,886	936,510	
15		663,091	24,007	687,098	
16		324,848	18,217	343,065	
合計		12,306,438	656,855	12,963,293	
3	放棄の理由 本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。				

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第137号	所 管	地域産業課				
件 名	訴えの提起について（建物収去土地明渡し等請求事件）								
内 容									
<p>1 提起理由 本市は[]との土地使用貸借契約を平成31年3月31日付けで解除したが、契約解除後も同法人は建物を収去しないまま本市所有の土地を不法に占有しており、本市からの再三の求めにも応じないため、当該建物の収去及び土地の明渡し並びに明渡しに至るまでの当該土地に係る貸付料相当額の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美 (2) 被告 []</p> <p>3 不法占有に係る土地の所在地及び面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">所在地</th> <th style="width: 50%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市道意町7丁目1番12</td> <td>1, 108.76㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 貸付料相当額 4, 227, 202円 ※ 令和元年10月31日現在の数値</p>						所在地	面積	尼崎市道意町7丁目1番12	1, 108.76㎡
所在地	面積								
尼崎市道意町7丁目1番12	1, 108.76㎡								

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第138号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定について				
内 容					
1 理由 道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。					
2 対象路線					
(1) 認定しようとする路線					
路 線 名			起 点 ~ 終 点		
市 道 第 8 6 5 号 線			大庄西町4丁目46-16 ~ 同46-17		

市道路線の認定図

別図



<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第139号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その2）工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>本工事の仮設構台施工に際しての支持杭打設時に、当初想定していた地層（砂質土）よりも軽量な地層（粘性土）が発現した。</p> <p>当該仮設構台は、鋼矢板仮締切の設置場所付近であるため、改めて鋼矢板仮締切の設計を見直したところ、現在の設計のまま工事を進めた場合、鋼矢板仮締切内の掘削底面から水等が吹き上がる現象が発生する恐れが高いことが判明したことから、必要な安全性を確保するため、鋼矢板仮締切の長さを延長する増工を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市崇徳院2丁目55番地</p> <p>株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 443,880,000円</p> <p>変更後 489,066,900円</p> <p>増 額 45,186,900円</p> <p>（※ 金額は消費税等相当額8%（増額分については10%）を含む。）</p>				
4	<p>契約工期</p> <p>平成31年3月8日から令和3年3月20日まで（変更なし）</p>				

<令和元年12月定例会>

種別	その他	番号	議案第140号 ～第142号	所管	放置自転車対策担当
件名	指定管理者の指定について（尼崎市立自転車等駐車場）				
内 容					
1 施設名及び所在地					
	地域	自転車駐車場	所在地		
(1) 北西部		立花駅第1	尼崎市西立花町1丁目		
		立花駅第2、第4、第5	尼崎市立花町1丁目		
		立花駅第3、立花駅南地下	尼崎市七松町1丁目		
		立花駅第6	尼崎市七松町2丁目		
		立花駅第7	尼崎市立花町4丁目		
		武庫之荘駅第1	尼崎市南武庫之荘1丁目		
(2) 北東部		J R 尼崎駅南	尼崎市長洲本通1丁目		
		J R 尼崎駅北	尼崎市潮江1丁目		
		阪急塚口駅南	尼崎市南塚口町2丁目		
(3) 南部		出屋敷駅北	尼崎市竹谷町2丁目		
2 指定管理者					
	地域	指定管理者			
(1) 北西部		尼崎市東難波町5丁目19番5号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 代表理事 岩田 強			
		(公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体 代表者 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 代表理事 石井 喜三郎			
(2) 北東部		株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体 代表者 大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典			
(3) 南部		株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体 代表者 大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典			
3 指定期間					
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）					

4 選定方法

令和元年8月19日から8月30日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、企画提案書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。

【選定基準】

- ①市民の平等な利用が確保されるものであるか
- ②駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるか
- ③駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- ④駐車場の管理を安定して行う能力を有しているものであるか

5 応募団体

- (1) 北西部地域 1団体
- (2) 北東部地域 1団体
- (3) 南部地域 1団体

6 選定理由

各選定団体は、選定委員会での審査において、それぞれ一定の水準以上の評価を得ており、またこれまでの本市における駐車場の管理運営においても、サービスの質の維持・向上の面等で優れた実績を残していることから、各地域の指定管理者として適切であると判断した。

指定管理者の構成団体

【北東部地域】

指定管理者 (公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体	
代表者	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 代表理事 石井 喜三郎
構成員	大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 白井 和夫

【南部地域】

指定管理者 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体	
代表者	大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典
構成員	京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明

<令和元年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第143号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場））				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場）（以下「魚釣施設等」という。） 尼崎市平左衛門町				
2	指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ 代表者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂 下 芳 史				
3	指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和元年7月16日から8月15日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、選定した。 【選定基準】 ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②施設の効用を最大限に発揮させるものであるか ③施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 ハウスビルシステム・尼漁開発グループは、長年にわたる魚釣施設等及び他市の同種施設の管理運営実績などもあり、魚釣施設等の安定した運営が期待できること、地域コミュニティとの積極的な連携が図られていることに加え、施設のさらなる魅力向上のために投資する提案がなされており、魚釣施設等の指定管理者として適切であると判断した。				

指定管理者の構成団体

指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ	
代表者	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史
構成員	尼崎市丸島町3-1 株式会社尼漁開発 代表取締役 宮本 久男